

船舶事故調査報告書

平成24年3月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年10月10日（月、祝日） 09時00分ごろ
発生場所	静岡県浜松市南方沖 浜松市所在の舞阪灯台から真方位123° 6.3海里付近 （概位 北緯34° 37.4′ 東経137° 43.1′）
事故調査の経過	平成23年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{ほうせい} 宝成丸、11トン S02-5060（漁船登録番号）、個人所有 11.97m (Lr) × 3.78m × 1.48m、FRP ディーゼル機関、519.00kW、平成11年9月 B モーターボート ^{おざき} 尾崎、5トン未満 240-36304愛知、個人所有 8.29m (Lr) × 2.35m × 0.64m、FRP ディーゼル機関、132.39kW、平成6年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年5月8日 免許証交付日 平成22年12月21日 （平成27年12月20日まで有効） B 船長B 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年8月22日 免許証交付日 平成19年9月3日 （平成25年8月21日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 4人（同乗者及び船長）
損傷	A 船首左舷船底凹損及び擦過傷 B 船尾右舷角亀裂
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、浜松市南方沖のひらめ釣りの餌とする小あじの釣り場からひらめ釣りの釣り場へ移動するため、自動操舵を使用し、針路約072°（真方位）、速力約14ノットで航行した。 船長Aは、左舷甲板上の釣り客との会話等に没頭して航行していた。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人3人を同乗させ、浜松市南方沖において、船首を東方に向けて錨泊し、釣りをしていた。</p> <p>船長Bは、A船の接近に気付いたが、B船の釣れ具合を探るために接近してくるものと考えた。その後、A船の針路速力が変わらないため、衝突の危険を感じてキャビン上に上がり、両手を振り、声を張り上げてA船に注意喚起を行った。</p> <p>両船は、平成23年10月10日09時00分ごろ、A船の船首左舷側とB船の船尾右舷側が衝突した。</p> <p>船長Aは、B船に衝突するまでB船の存在に気付いていなかった。</p> <p>B船の乗船者4人は打撲等を負った。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
その他の事項	A船の船橋からは、前方の死角はなかった。								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B なし</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td>A船は航行中、B船は錨泊中、浜松市南方沖において、船長Aが、釣り客との会話等に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、両船が衝突したものと考えられる。</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B なし	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	A船は航行中、B船は錨泊中、浜松市南方沖において、船長Aが、釣り客との会話等に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、両船が衝突したものと考えられる。
乗組員等の関与	A あり、B なし								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	A船は航行中、B船は錨泊中、浜松市南方沖において、船長Aが、釣り客との会話等に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、両船が衝突したものと考えられる。								
原因	本事故は、浜松市南方沖において、A船が航行中、B船が錨泊中、船長Aが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船者は、適切な見張りの妨げとなる行為は行わないこと。 								